○関東地方整備局告示第百九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の全部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十三年三月三十一日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和三十五年建設省告示第二千五百九十六号東京都市計画公園事業第五・五・十二号浮間公園

三　事業施行期間　自昭和三十五年十二月九日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　東京都北区浮間二丁目地内

○関東地方整備局告示第百九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十一年建設省告示第千三百五十四号東京都市計画公園事業第五・七・二十二号舎人公園

三　事業施行期間　自昭和五十一年十月六日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の全部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十三年三月三十一日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成六年建設省告示第千七百六十一号府中都市計画公園事業第七・五・二号浅間山公園

三　事業施行期間　自平成六年八月九日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　東京都府中市若松町五丁目地内

○関東地方整備局告示第百九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の全部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十三年三月三十一日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成七年建設省告示第千八百四十七号立川都市計画緑地事業第五号東大和緑地

三　事業施行期間　自平成七年十一月二十二日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　東京都東大和市湖畔三丁目地内

○関東地方整備局告示第百九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の全部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十三年三月三十一日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二年建設省告示第千九百三号日野都市計画公園事業第八・六・一号七生公園

三　事業施行期間　自平成二年十一月二十七日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二年建設省告示第千九百三号、平成三年建設省告示第三号、平成七年建設省告示第五百四十三号、平成十年建設省告示第六百十七号、平成十三年関東地方整備局告示第百十二号及び平成十八年関東地方整備局告示第百三十三号の事業地のうち東京都日野市程久保六丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　東京都日野市程久保六丁目地内

○関東地方整備局告示第百九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の全部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十三年三月三十一日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十二年建設省告示第千八百七十八号秋多都市計画公園事業第六・五・一号秋留台公園

三　事業施行期間　自昭和六十二年十一月五日至平成二十八年三月三十一日